

令和6年11月26日

総務大臣 村上 誠一郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、「人口減少・超少子高齢社会の到来」、「激甚化・頻発化する災害、危機」という二つの歴史的課題に直面しており、これらの課題に立ち向かうため、10年後、20年後を見据えた未来志向の施策の展開を進めています。

そのためには、税財源の確保が極めて重要ですが、東京都への税収集中による税源の偏在により、自治体間の財政力格差が拡大し続けており、現状でも様々な行政サービスに地域間格差が生じております。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に御理解をいただきますとともに、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

地方税収が全体として増加する中、地方法人課税における税源の偏在により、自治体間の財政力格差が一層拡大しており、こども施策をはじめ様々な行政サービスに地域間格差が生じる大きな要因となっている。

特に、Eコマースの更なる進展等により、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近5年間で2.5兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販

売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。

地方法人課税については、令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところである。

しかしながら、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和3年度は5,513億円、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆8,422億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を既に大きく上回っている状況である。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び2.9倍に拡大し、依然として税源が偏在している状況にある。

(2) 要望項目

令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国の状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を講じること。

なお、本要望の趣旨については、8月に開催された全国知事会議においても、多くの県の賛同を得ている。

2 地域手当に係る埼玉県内市町村の実情を踏まえた措置の実施

(1) 現状・課題等

今般の人事院勧告は、地域手当に係る級地区分について、都道府県単位での大きくくり化を図ったが、これによれば、埼玉県内で地域手当の支給割合が引き下げとなる団体は63市町村中41団体(さいたま市を含む。)に達する。

現状でも東京都内の市区町村と埼玉県内の市町村との間では支給割合の格差が存在しているが、同勧告の級地区分と支給割合がそのまま地方公務員の地域手当に適用された場合、例えば埼玉県南部に位置する川口市、戸田市などの支給割合が4%に引き下げられる一方で、東京都の特別区の支

給割合が 20%、島しょ部を含む都内の市町村の支給割合が 16%と高い水準に留まることから、特に東京都と埼玉県との境界に近い団体においてその格差が一層拡大する。

人事院勧告や総務省の検討会（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会）が人材確保の必要性を強調する一方で、東京都近郊の埼玉県内市町村では今後、人材確保が一層困難となるおそれがあり、この点については埼玉県市長会及び埼玉県町村会も懸念を表明している。

こうした状況を踏まえ、東京都近郊の埼玉県内市町村においても人材確保に支障が生じないように、地域の実情を踏まえ、地域手当の支給割合において生じている格差是正に向けた措置を求める。

(2) 要望項目

令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院勧告が国家公務員について示した地域手当の新たな級地区分及び支給割合をそのまま埼玉県内市町村に適用した場合、行政の担い手となる職員の確保を図る上での支障となるため、23 区や東京都内の市区町村との間の支給割合の格差の是正に向けて、地域の実情を踏まえた適切な措置を講じること。

3 地方自治体の情報システムの標準化に対する支援

(1) 現状・課題等

地方自治体情報システムの標準化について、限られた期間に全国の自治体の作業が集中した結果、ITベンダーの人手不足や撤退といった事態が生じ、本県においては県及び 23 市町村が令和 7 年度末までの移行が困難な見通しである。

国が定める標準仕様書の改定が続いていることに加え、法改正により移行前のシステムの改修対応も必要となっている。そのため、非効率な二重作業を余儀なくされ、自治体職員及び ITベンダーへの作業負荷が増大し、移行をより困難なものとしている。

各自治体の状況に応じた適切な移行期限を設定するとともに、期限までの移行が間に合わないシステムについても確実に支援対象とすることが必

要であり、令和7年度末までとなっている「デジタル基盤改革支援基金」の設置年限を延長する法改正が求められる。

また、令和6年8月にシステム標準化の移行経費に関する調査が行われ、移行経費として計上可能な範囲が示されたが、前回（令和5年8月）調査では範囲が明確でなかったため、必要な経費を計上しきれていない市町村がある。新たに判明した不足分も含め、確実な財政支援が必要である。

移行にかかる費用だけでなく、運用経費の負担を懸念する声も市町村から寄せられている。補助金の拡充や交付対象の拡大のほか、ガバメントクラウドの利用料の適切な設定が必要である。

(2) 要望項目

情報システムの標準化について、各自治体の状況を踏まえ、期限までの移行が困難なシステムについては、適切な移行期限を設定するなど柔軟に対応すること。

移行経費に対する財政支援を確実に措置すること。また、令和7年度末までの移行が困難な自治体への財政支援措置を講ずるため、「デジタル基盤改革基金」の設置年限を延長する法改正を確実に行うこと。

標準化移行後の運用経費について、財政支援措置を講ずること。

4 県民の暮らしの安心を確保するための警察官の増員

(1) 現状・課題等

近年の治安情勢として、サイバー空間における対処能力の強化、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化、ストーカー・DV・行方不明・児童虐待事案等の人身安全関連事案への的確な対処、交通事故防止対策の推進、要人に対する警護等の強化、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められている中、本県警察官は、警察官1人当たりの負担人口が16年連続全国ワースト1位、刑法犯認知件数が9年連続全国ワースト1位であるなど、警察官の業務負担が過重である。

平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされているが、

令和6年4月1日現在、警察官1人当たりの負担人口の全国平均が477人であるのに対し、本県は636人である。

こうした情勢の中、警察庁が令和7年度予算概算要求において、地方警察官476人の増員を要求しているところ、本県警察官の過重な業務負担を緩和するためには、本県に1人でも多くの増員が措置される必要がある。

(2) 要望項目

本県警察官の過重な業務負担を緩和し、県民の暮らしの安心を確保していくため、警察官の増員を要望する。